

令和7年度 両開小学校いじめ防止基本方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、柳川市立両開小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」の根絶を目的に策定する。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第2条外1項」）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった児童生徒が身心の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本姿勢

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②「がんばっているね！いいね！ありがとう！カード」渡しを計画的に取り組むことで、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童、保護者へのアンケート、相談ポスト、教育相談等、いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、該当児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止

- いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。
- 「いじめ早期発見・早期対応リーフレット」の活用を図る。（教職員研修の実施及び、家庭訪問・学級懇談会等での活用）

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員の共通理解を図っておく。
- ・児童にとって精神的・感情的な刺激のない「わかる授業」づくりや「規律のある授業」づくりを進めるために、互いの授業を参観し合う機会を設ける。
- ・教職員は、児童に誤解を与えるような不適切な認識や言動を慎む。
- ・児童一人一人の自尊感情や自己存在感を高める教育活動を推進する。
- ・学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険性や使用のモラルについて指導する。
- ・道徳の時間や特別活動などを通して、世の中にはいろいろな考えを持っている人がいることを理解させる。
- ・週に1回は学級遊びを行い、児童と児童の好ましい人間関係づくりや集団づくりを進める。
- ・教育相談週間を5月・10月・2月に設け、児童全員が担任と話をするようにする。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにも、「見ているだけでやめさせない」ことは、いじめていることと同じことであるということを指導する。
- ・いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上のための研修や発達障害等の特性に関わる教職員の理解や専門性の向上を図る研修を実施する。（一般研修、教育委員会等主催の研修等）
- ・保護者は、友だちの気持ちを傷つけることがひどいことであるということを日頃から子どもに話して聞かせる。
- ・保護者や地域は、様々な体験をさせることにより、集団の一員としての自覚や態度を育てる。

3 いじめの早期発見

- いじめは、おとなの目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることを認識する。そこで、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って複数の教職員で対応し、積極的にいじめを認知する。また、児童の情報を共有することが大切である。

- ・児童生徒の発するいじめのサインを学校全体として見逃さないために、いじめの発見のための「いじめチェックリスト」を活用する。
- ・児童がグループから離れて一人で行動している時は、声かけを行い事情を尋ねる。
- ・机や靴等、持ち物にいたずらされたという場面があったら、すぐに対応し事実・原因を明らかにする。

にする。

- ・「いじめアンケート」を年2回（5月・10月）、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。また、1ヶ月に1回のいじめに特化した「ハッピーアンケート」（市実施のいじめアンケート含む）によるいじめの実態把握調査を実施する。
- ・「いじめ」の疑いのある情報を教職員が把握した場合、教育相談を実施したり、週案やノートにメモし、教職員がいつでも共有できるようにしておく。
- ・児童生徒のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するために、年3回（5月・10月・2月）の教育相談週間を設定する。
- ・「相談ポスト」は、担当が毎日開け、管理職に連絡する。
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるために、教職員が多忙さやイライラした態度を見せることは避けたり、訴えてきた相談に対しては、真摯に対応する。
- ・保護者は、児童の服装等が汚れていないか、また、児童の持ち物がなくなっていたり増えたりしていないか、注意しておく。
- ・児童、保護者等に、いじめの相談体制（相談ポスト・いじめ電話相談窓口・スクールカウンセラー等）を周知する。
- ・保護者・地域に、児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・スクールカウンセラーなどの専門家等や関係諸機関と協力をして解決にあたる。

4 いじめの早期対応

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。そして、被害児童を守り通し、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、保護者の協力を得て、場合によっては、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。（被害児童が、いじめと思ったら→いじめ）
 - ・いじめと疑われる行為を発見した場合には、直ちにその行為を止めさせる。
 - ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から対応する。
 - ・発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を提供し、当該組織は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめに関する情報を適切に提供する。
 - ・いじめ問題が起きた時には家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
 - ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。
 - ・被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導したりして、被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
 - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、おりにふれ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。
 - ・児童の進学・進級や転学にあたっての適切な引き継ぎ等ができるように、いじめの問題に関する指導記録を作成・保存する。

5 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- 生徒指導、いじめ防止対策委員会、不登校防止対策委員会（月1回）
 - ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、全職員及びスクールカウンセラーの参加による「生徒指導、いじめ防止対策委員会」を設置し、委員会を開催する。
- 組織の役割
 - ①生徒指導、いじめ・不登校防止委員会の中で、校長を中心として未然防止や早期発見、早期対応、早期解決等のための取組について審議する。
 - ②各取組が計画通りに実施されるように進捗状況を把握し、点検や評価を行う。
 - ③すべての教職員に対して、「両開小学校いじめ防止基本方針」の主旨等説明を行い、共通理解を行う。また、「アンケート」の分析結果についても、そのつど知らせ、改善点等について周知する。
 - ④児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解してもらいたい点について説明を行い、学校ホームページ等がある場合にはそこでも公表する。
 - ⑤柳川市教育委員会や柳南中スクールカウンセラー、その他の関係機関との連携を深め、早期対応や早期解決を行っていく。

6 家庭・地域との連携

- PTAとの共催により、いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット利用などに関する説明会・研修会を企画・実施する。
- 両開小学校いじめ防止基本方針などについて、学校だよりや学校ホームページ、地域における会議等で紹介することを通して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- いじめ撲滅月間や人権週間等の周知を行い、保護者の意識を高めていく。